

計画作成年度	令和5年度
計画主体	佐倉市

佐倉市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：佐倉市産業振興部農政課
所在地：佐倉市海隣寺町97番地
電話番号：043-484-6141
FAX番号：043-484-5061
メールアドレス：nosei@city.sakura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、イノシシ、キョン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	佐倉市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハクビシン	豆類・果樹・野菜	1,139千円 210a
アライグマ	豆類・果樹・野菜	706千円 73a
タヌキ	豆類・果樹・野菜	783千円 80a
イノシシ	稲・豆類・野菜・いも類	761千円 18a
キョン	—	—
ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ	稲・豆類・野菜	1,778千円 517a

(2) 被害の傾向

<p>○ハクビシン 年間を通して、畑作物全般（主に豆類・野菜・果樹）だけでなく、住宅地（主に屋根裏や軒下に侵入）にまで被害が及んでおり、今後更に被害が増加する恐れがある。</p> <p>○アライグマ 年間を通して、畑作物全般（主に野菜）だけでなく、住宅地（主に屋根裏や軒下に侵入）にまで被害が及んでおり、今後更に被害が増加する恐れがある。</p> <p>○タヌキ 年間を通して、市内全域の畑作物全般（主に野菜）だけでなく、住宅地（主に軒下に侵入）にまで被害が及んでおり、今後、更に被害が増加する恐れがある。</p> <p>○イノシシ 近年、目撃情報や農作物被害の報告が数多く寄せられていたことから、令和4年4月に佐倉市鳥獣被害対策実施隊を設置し、地元住民と佐倉猟友会と連携しながら、くくりわなや箱わなの設置等により捕獲を実施している。佐倉地区、根郷地区、弥富地区を中心に捕獲数が増加している。</p> <p>○キョン 木野子において目撃情報が複数確認されている。農業被害の発生に応じて、佐倉市鳥獣被害対策実施隊を中心に対策を講じていく。</p>
--

○ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ
 落花生・野菜類、主に水稲の定植期や播種期である5月頃から、収穫期である9月頃にかけて市内全域で被害を受けているため、毎年、佐倉猟友会と連携して、有害鳥類の捕獲を実施している。
 農作物への被害金額・面積は、ほぼ横ばい状態である。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
ハクビシン	1,139千円 210a	700千円 140a
アライグマ	706千円 73a	400千円 50a
タヌキ	783千円 80a	500千円 50a
イノシシ	761千円 18a	500千円 12a
キョン	—	—
ハシブトガラス ハシボソガラス ドバト スズメ ヒヨドリ ムクドリ	1,778千円 517a	1,200千円 360a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥類は、猟銃による捕獲を佐倉猟友会の協力により年20回(5月～8月)実施している。</p> <p>ハクビシン、アライグマ、タヌキは、捕獲従事者等に箱わなを貸与し、捕獲を行っている。</p> <p>令和4年度に鳥獣被害対策実施隊を結成し、イノシシを中心とした有害鳥獣の捕獲を推進している。</p> <p>【イノシシ捕獲数】 令和2年度 34頭 令和3年度 24頭 令和4年度 54頭 令和5年度 50頭（11月時点）</p>	<p>イノシシを中心に野生獣の生息域が市内全域に拡大していることから、地域ぐるみでの捕獲体制を各地区で確立する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【電気柵の設置状況】 令和2年度 5件 令和3年度 6件 令和4年度 4件</p>	<p>補助金は認定農業者を対象としているが、その他の農家からも被害の報告を受けている状況である</p>

	令和5年度 3件（11月時点）	今後は、近隣を含め共同設置等を検討していきます。
--	-----------------	--------------------------

（5）今後の取組方針

有害鳥類の捕獲については、5月から8月に実施する。
 ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、引き続き箱わなによる捕獲を実施する。
 イノシシ、キョンについては、目撃情報が入り次第、現地調査を実施し、猟友会や佐倉市鳥獣被害対策実施隊と連携を取りながら、くくりわな・箱わなによる捕獲を実施する。
 また、必要に応じて、国・県の補助金を活用しながら、防護柵等の設置や耕作放棄地の刈り払いにも取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

佐倉猟友会との年間業務委託契約により、有害鳥獣の捕獲を実施する。
 佐倉市鳥獣被害対策実施隊との連携により、地域ぐるみでの捕獲体制を構築する。

（2）その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 令和7年度 令和8年度	ハクビシン アライグマ タヌキ イノシシ キョン ハシブトガラス ハシボソガラス ドバト スズメ ヒヨドリ ムクドリ	<p>地元猟友会及び佐倉市鳥獣被害対策実施隊との連携を密にし、目撃情報や被害状況を把握し、くくりわな・箱わな等の設置を行いながら、効率的かつ効果的な捕獲を行う。</p> <p>銃器使用は、有害鳥類及びイノシシ、キョン捕獲のみとし、農政課職員並びに鳥獣保護管理員が随行する。</p> <p>また、イノシシ、キョン被害の状況によっては、電気柵等の設置を検討する。</p>

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシは、近年、被害地域が佐倉市全域に広がり、生息域が拡大傾向にあることを踏まえ、他の対象鳥獣も市内全域で被害をもたらしていることを踏まえ、前計画捕獲数を基に、継続して計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アライグマ	150頭	150頭	150頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
イノシシ	200頭	200頭	200頭
キョン	10頭	10頭	10頭
ハシブトガラス ハシボソガラス ドバト スズメ ヒヨドリ ムクドリ	600羽	600羽	600羽

捕獲等の取組内容
<p>ハクビシン、アライグマ、タヌキ：箱わなによる捕獲を実施する。（通年）</p> <p>イノシシ：銃器・くくりわな・箱わなによる捕獲を実施する。（通年）</p> <p>キョン：必要に応じて、銃器・くくりわなによる捕獲を実施する。</p> <p>ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ：銃器による捕獲を実施する。（通年：重点期間5月～8月）</p>

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の決定まで至っていない	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、キョン	出没状況の把握及び侵入防止柵の設置	出没状況の把握及び侵入防止柵の設置	出没状況の把握及び侵入防止柵の設置

(2) その他被害防止に関する取組

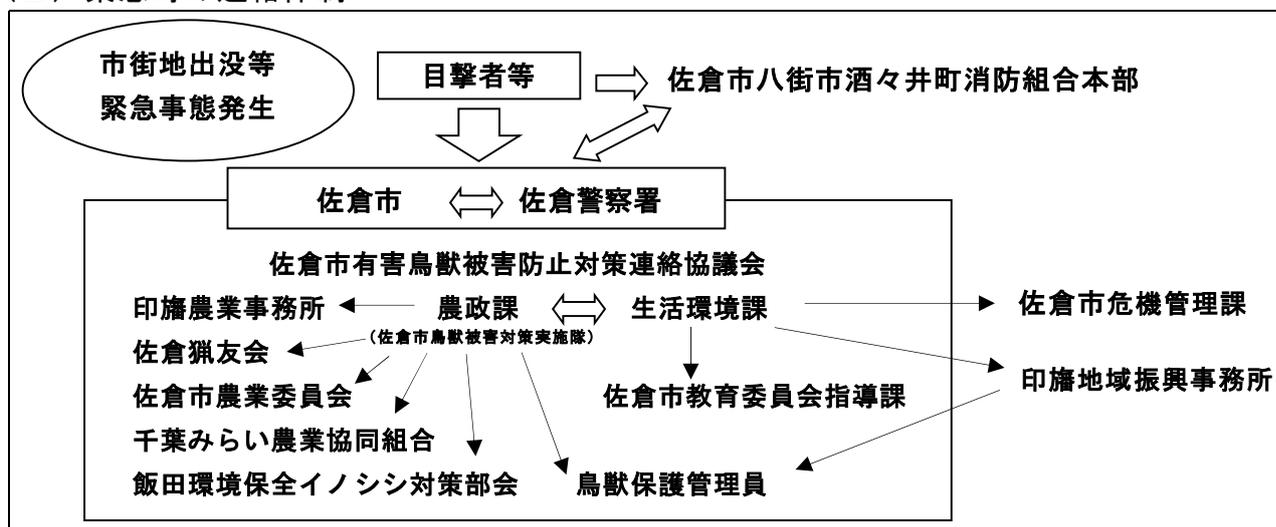
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 令和7年度 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン ・アライグマ ・タヌキ ・イノシシ ・キョン ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス ・ドバト ・スズメ ・ヒヨドリ ・ムクドリ 	林緑部の緩衝帯整備や耕作放棄地等を解消するために、佐倉市有害鳥類被害防止対策協議会を中心に国・県・市の事業等を実施することで生息環境管理を推進する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
千葉県野生鳥獣対策本部 印旛地域振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲許可及び捕獲指導 ・対策の推進 ・情報収集
佐倉警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の生命、身体及び財産の保護 ・情報収集
佐倉市八街市酒々井町消防組合本部	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・情報収集
佐倉猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲 ・情報収集
佐倉市 佐倉市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の推進 ・情報収集 ・有害鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐倉市鳥獣被害防止連絡協議会
構成機関の名称	役割
佐倉市産業振興部農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止計画の策定、見直し ・ 事務局 ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 市街地出没対応（連携協力）
佐倉警察署生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 ・ 個人の生命、身体及び財産の保護
千葉県印旛農業事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力 ・ 情報提供
千葉みらい農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況調査 ・ 情報提供
北総農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況調査 ・ 情報提供
佐倉市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況調査 ・ 情報提供
佐倉猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ パトロール
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲に関する事項 ・ 有害鳥獣の捕獲従事者への指導
飯田環境保全イノシシ対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ パトロール
佐倉市教育委員会教育部指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力 ・ 情報提供
佐倉市環境部生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力 ・ 情報提供 ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 市街地出没対応

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県印旛農業事務所	防護柵設置に係る指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和4年4月に佐倉市鳥獣被害対策実施隊を結成。隊員の年齢構成は30代～70代と幅広く、狩猟者の高齢化が進む中で、若手も活躍する組織となっている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマは、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき実施する。 イノシシ及びその他鳥獣は、清掃組合等での焼却、埋没処理を基本とし、イノシシにおいては、一部、自家消費とする。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについて、出来るかぎり、自家消費により有効利用を図る。 その他の鳥獣は、食品としての利用に適していない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する近隣市町および千葉県との連携を図ると同時に、農業者の被害防止に対する意識の向上を図る。 また、本計画に記載の無い鳥獣による被害が発生した場合や、被害対策等に重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議を行い、効率且つ効果的な対策の実施を目標に、計画の見直しを行うものとする。
